

現 行	改正後
<p>3-5-9 取引時確認等の措置</p> <p>(1) 意義 (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>信託会社の業務に関して、<u>取引時確認等の措置</u>を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダリングといった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>なお、信託会社に求められる態勢は、当該信託会社が行う業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。</p> <p>(注) <u>取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(平成 24 年 10 月金融庁)を参考にすること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>① <u>取引時確認等の措置を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</u></p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、<u>以下の措置を講ずるよう努めているか。</u></p> <p>イ～ト (略)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ コルレス契約について、犯収法第 9 条、第 11 条及び犯収法施行規則第 28 条、<u>第 32 条</u>に基づき、<u>以下の体制が整備されているか。</u>また、カストディアンとの取引に係る契約についても、<u>以下に準じた体制の</u></p>	<p>3-5-9 取引時確認等の措置</p> <p>(1) 意義 (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>信託会社の業務に関して、<u>取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。)</u>記載の措置を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダリングといった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>なお、信託会社に求められる態勢は、当該信託会社が行う業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。</p> <p>(注 1) <u>取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止 法に関する留意事項について」(平成 24 年 10 月金融庁)を参考にすること。</u></p> <p>(注 2) <u>リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</u></p> <p>① <u>取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に行うための一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</u></p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、<u>以下の措置を講じているか。</u></p> <p>イ～ト (略)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ コルレス契約について、犯収法第 9 条、第 11 条及び犯収法施行規則第 28 条、<u>第 32 条並びにマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン</u>に基づき、<u>以下の態勢が整備されているか。</u>また、カストディアンと</p>

現 行	改正後
<p><u>整備に努めているか。</u></p> <p>（注）犯収法第9条の「外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の銀行業務について委託又は受託する旨の契約（コルレス契約）をいう。</p> <p>イ コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集し、コルレス先を適正に評価した上で、統括管理者による承認を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断するよう<u>努めているか。</u></p> <p>ロ コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にするよう<u>努めているか。</u></p> <p>ハ コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認する<u>こととしているか。</u></p> <p>また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断する<u>こととしているか。</u></p> <p>⑤ 海外営業拠点（支店、現地法人等）のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>イ 海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう<u>努めているか。</u></p> <p>（注）特に、F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</p> <p>ロ 現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求</p>	<p>の取引に係る契約についても、以下に準じた態勢が整備されているか。</p> <p>（注）犯収法第9条の「外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の銀行業務について委託又は受託する旨の契約（コルレス契約）をいう。</p> <p>イ コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集し、コルレス先を適正に評価した上で、統括管理者による承認を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断する<u>こと。</u></p> <p>ロ コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にする<u>こと。</u></p> <p>ハ コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認する<u>こと。</u></p> <p>また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断する<u>こと。</u></p> <p>⑤ 海外営業拠点（支店、現地法人等）のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>イ 海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行っているか。</p> <p>（注）特に、F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</p> <p>ロ 現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求め</p>

現 行	改正後
<p>められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行うよう努めているか。</p> <p>ハ 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に<u>情報提供するよう努めているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該国・地域 ・テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由 ・テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容 <p>（3）監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書等により、<u>上記(2)①～④の着眼点等</u>に照らして、<u>取引時確認等の措置を確実に履行するための内部管理態勢</u>に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 42 条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 43 条に基づき、業務改善命令の発出を検討するものとする。</p> <p>また、法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分違反し、又は公益を害する行為をしたと認められる場合には、法第 44 条に基づく業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行っているか。</p> <p>ハ 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に<u>情報提供しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該国・地域 ・テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由 ・テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容 <p>（3）監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書等により、<u>上記(2)①～④及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインの着眼点等</u>に照らして、<u>取引時確認等の措置の確実な履行又は同ガイドライン記載の措置を適切に実施するための内部管理態勢</u>するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 42 条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 43 条に基づき、業務改善命令の発出を検討するものとする。</p> <p>また、法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分違反し、又は公益を害する行為をしたと認められる場合には、法第 44 条に基づく業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。</p> <p>（以下略）</p>